

社会福祉における倫理の成文化

— 規範としての倫理綱領の批判的検討 —

大 野 拓 哉

1 はじめに

近年、様々な職業において、その倫理が問い直されてきたなか、社会福祉の領域では、かつての「ソーシャルワーカーの倫理綱領」が改訂されたのを受けて、「社会福祉士の倫理綱領」（以下、「倫理綱領」）が採択されるに至った。社団法人日本社会福祉士会が採択した、この綱領は、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の改訂案における「ソーシャルワーカー」という語を「社会福祉士」と読み替えたのに加えて、社会福祉士会独自に「社会福祉士の行動規範」（以下、「行動規範」）を付加したものである。

「倫理綱領」そのものは、「前文」に引き続き、「人間の尊厳」、「社会正義」、「貢献」、「誠実」および「専門的力量」から成る「価値と原則」の章をもつ。そして、「利用者に対する倫理責任」、「実践現場における倫理責任」、「社会に対する倫理責任」および「専門職としての倫理責任」の各パートから成る「倫理基準」の章が続く。また、以上には、社会福祉士が社会福祉実践において従うべき行動を示したものとして、「Ⅰ. 利用者に対する倫理責任」、「Ⅱ. 実践現場における倫理責任」、「Ⅲ. 社会に対する倫理責任」および「Ⅳ. 専門職としての倫理責任」から成る「行動規範」が伴う。

「倫理綱領」は、その解説書において、第一に、「会の会員は社会福祉士の倫理綱領にあげられた『価値と原則』を念頭に置き、社会福祉士の行動規範を遵守して社会福祉士としての実践を行うことを宣誓していることが求められ」、第二に、会は倫理綱領の遵守を誓約した社会福祉士を会員として認めていくという手順を定め、「会員の証として倫理綱領の遵守を位置づけている」との構図が示される¹⁾。

筆者としては、上記のような構成をもつ「倫理綱領」と「行動規範」を一つの規範的文書として

批判的に読み、かつ、理解してゆきたいと考えているが、本稿は、それに向けた前提的な作業として、専門職綱領としての「倫理綱領」の再定位を試みるとともに、規範としての「倫理綱領」の実効性をいわゆる「秘密保持」の義務を例にとりつつ若干検討しようとするものである。なお、こうした論述に際しては、必要に応じて、他の専門職綱領なども比較の対象とするであろう。

2 専門職と倫理綱領

社会福祉士会の編集による「倫理綱領」の解説書は、およそ倫理綱領と専門職との関係を「切っても切れない関係」といい、「倫理綱領とは専門職成立に必要な条件」であり、さらに、「倫理綱領をもたない限り専門職ではない」とまで言い切る²⁾。さすがに、ここまで調子は高くないものの、これ以外にも、「倫理綱領は専門職にとって不可欠なもの」³⁾、「近年の議論では、専門職倫理を持たない集団は専門職とは呼べない、ということさえもいわれるようになってきている」⁴⁾、「専門職としてそれぞれ独自の『倫理綱領』を保持しているということは、福祉職に限らず、他の専門職においても、その専門職が社会的に承認されるための必須条件のひとつといってもよい」⁵⁾ などとする例もある。

社会福祉、とりわけ社会福祉士との関連で、こうした幾分高揚気味の表現に巡り会うと、却って、やや皮肉に、「あらゆる職業集団が、自分たちの利益や意思決定を社会全体のなかで反映させたいと考え、そのための行動基準などを作成し、また発表してもいる今日的な状況のなかにあつては、『行動の綱領』の有無は、『専門職』を特徴付ける要件としては希薄になってきているとも言える」⁶⁾との論述を思い起こさずにはいられないのだが、それはともかく、確かに、他の専門職においても、なにかがしか、倫理綱領の類が必然にして

不可欠な産物として受け止められていなくもなさそうである。例えば、臨床心理士の集団が倫理綱領を定め、綱領の注釈やガイドラインの作成を進めつつある動向について、「専門職集団の自律的性格に照らし必然的なもの」⁷⁾と評される。ただし、その場合、次のように付言されることには注意を払わねばなるまい。すなわち、「綱領作成にあたり、専門職の経験に裏打ちされた集団内の十分な討議を経たうえでの、いわば熟成された倫理綱領であってはじめて現実的な統制内容になると考えられ、当該集団の集団としての成熟が倫理綱領の質を保障するといつてよいと思われる」などという指摘⁸⁾である。

もとより、社会福祉士に関しても、如上のような手放しの評価ばかりではない。例えば、前出と同じ「倫理綱領」の解説書にしても、「倫理綱領を職能団体が採択するということは、職能団体として専門職の望ましい行動指針の基となるものを定め、利用者や外部の関係団体に明示すること」だという自覚の下、次のように述べる。すなわち、一つには、「倫理綱領」に基づく行動規範により社会福祉士に行動上の義務と責任を課し、望ましい態度による実践を求めることで利用者を擁護し、二つには、個々の社会福祉士の行為を規制することで社会福祉士全体を擁護し、三つには、個々の社会福祉士が倫理綱領に基づいた利用者支援をしていれば、理不尽な圧力や批判にも対抗し得ることに言及する⁹⁾。要は、「倫理綱領」を有することそのことによってというよりも、「倫理綱領」や「行動規範」に基づいて行動し、まさに、「義務と責任」を果たして（果たし得て）初めて、評価に値し得るということであろうか。また、倫理綱領だけで利用者擁護の機能は十分でないとの認識から、社会福祉士会として「会員への苦情等に対応するシステム」を作り、苦情受け付けと調査の権限・報告責任をもつ倫理委員会を設けたり、会員の研修や啓発を図ってきたともいう¹⁰⁾。

ところで、以上は、他の専門職倫理について次のようにいわれるところとも相通ずるものがあるのではなからうか。いわく、「法曹倫理は、一種の役割倫理であり、市民一般の道徳とは異なり、市民としての通常責任・義務と法曹としての独

自の責任・義務が衝突する場合も少なくなく、「そのため、法曹倫理の特質や機能を理解するためには、倫理の一環としてだけでなく、プロフェッションとしての法曹の役割論ないし職責論という観点から、その社会的責任やアカウンタビリティ (accountability) をも視野に入れて考察する必要がある」¹¹⁾との指摘である。社会福祉士の倫理も「一種の役割倫理」と捉え、プロフェッションとしての役割論や職責論の観点から、あらためて考察し直してみたらどうなるだろうか。

という辺りに関しては、まずは、「プロフェッションとは、学識（科学または高度の知識）に裏付けられ、それ自身一定の基礎理論をもった特殊な技能を、特殊な教育または訓練によって習得し、それに基づいて、不特定多数の市民の中から任意に呈示された個々の依頼者の具体的要求に応じて、具体的奉仕活動をおこない、よって社会全体の利益のために尽す職業である」¹²⁾という定義が引かれよう。それとともに、かのGreenwoodによる、「専門職業を非専門的な職業と区別する共通の特質」としての、「理論の体系的実体」、「専門的権威」、「コミュニティの承認」、「規制的な倫理綱領」および「専門的文化」¹³⁾もしばしば言及される。そして、いわば駄目押しの、社会福祉専門職の条件として、「①体系的な理論 ②伝達可能な技術 ③公共の関心と福祉という目的 ④専門職の組織化（専門職団体） ⑤倫理綱領 ⑥テストか学歴に基づく社会的承認」の6点が諸説の平均的要因として抽出されるといわれる¹⁴⁾。

ところが、分析的なこれらの所説が存する一方で、どういうわけか、「倫理綱領」を有するが故に専門職である（はずの）社会福祉士を自己礼賛して止まない、先のような論調が存する。思うに、それは、次のような論理として導き出されたのかもしれない。すなわち、“およそ専門職は倫理綱領を有しているとはいわれるところ、社会福祉士は現に倫理綱領を有している。従って、社会福祉士は紛う方なき専門職なのであり、医師や弁護士といった他の専門職と肩を並べて専門職（でき得れば一流の？）の列に加えられるべきである”とのシンプルな論理だと筆者は見ると、そう見るのは皮肉に過ぎるだろうか。もとより、さしあたって、本稿では、社会福祉士が専門職であ

るか否かを問うつもりはなく、上記にはこれ以上拘るものではない。とはいえ、倫理綱領を有していることがゴールになるとは到底考えられず、むしろ、倫理綱領を有しているところからくる責任の重さともいべきものがいかに捉えられているかに論及したいし、また、そうすることがいわゆる「一種の役割倫理」としての社会福祉士の倫理の考察には不可欠なようにも考えられる。

そうしたなかで、本稿のここでの関心によく応え得るであろう、次のような見解に目がとまろう。すなわち、相談援助専門職の業務そのものについて、それは「利用者の生活全般にかかわることが多いため、常に反福祉的な行為になる危険性を孕んでいるといわざるをえない」といい、また、相談援助専門職は、「福祉サービスについての専門的知識と権限によって、サービスのありようをさまざまなかたちで操作できる立場にあり」、基本的には支配者性を内在させた存在であるといえる」と冷徹に捉える。そして、この論者は、相談援助専門職が利用者の人権を踏みにじるというあり得べからざる事態も存するという状況の下で、相談援助専門職のあり方に関して、「今ほど高い倫理観や人権意識が強く求められている時代はないといえるかもしれない」¹⁵⁾と結ぶ。思うに、専門職は倫理綱領を有しているとしても、そこから直ちに、倫理綱領を有していれば専門職だと単純に言えるかは不確かではあるところ、たとえネガティブな事態を考慮に入れざるを得ないとしても、そうであれば却って、倫理観や倫理綱領が強く求められる理由の探求がより強く必要になってくるのではなかろうか。

また、この論者は、およそ専門職において倫理が知識や技術同様に重要視されるのは、知識や技術の高度さと、それらが使用される対象の特徴による、ともいう。すなわち、特別な教育と訓練により高度な知識と技術を身につけている専門職は、それらの知識や技術を必要とする多数の人間に対して、それらをいかようにでも使うことができる。仮に悪用したとしても、専門職以外の人間には、何が不利益になるのか、何が起きているのかさえ理解できない可能性がある。さらに、人間を相手にする専門職は、多くが助けを必要としている人、専門職より弱い立場にある人を対象と

しており、「このような状況下では、専門知識や技術を使って、あるいは直接的には全く使わずとも、専門職であるというだけで、人を利用したり傷つけたりすることも可能」であり、「ここに、専門職が専門職倫理を重視しなければならない理由があるといえる」¹⁶⁾とも述べる。

特別な教育と訓練による高度な知識や技術の習得といえ、先に引用したプロフェッションの定義においても指摘されたところではある¹⁷⁾。他方、そうした知識や技術を身につけた専門職との関係における非専門的な人々の状況はといえば、まさしく、(クライアントは理論的背景の要件を欠いているため)「専門的な関係では、専門家がクライアントにとって何が善く、何が悪いかを指示するが、クライアントは選択をせず、専門的な判定に同意するだけである」¹⁸⁾状況と重なり合う。先の論者が挙げるようなネガティブな状況が実際にしばしば存するのかどうか、また、それを想定すべきかどうかは別にして、かの論者の所論は、上記でも了解され得るように、多くの人々によってよく言及される前述の定義や認識と決して懸け離れたものでないばかりか、むしろ、それらをよく踏まえているようにさえ思える。ただ、惜しむらくは、論及がそこに止まっている感のあることであり、後に記す通り、若干の補足を要しよう。

ところで、社会福祉士の「倫理綱領」の場合、先にも記したように、「前文」に引き続いて、「人間の尊厳」等5項目から成る「価値と原則」の章があり、さらに、これには、「利用者に対する倫理責任」、「実践現場における倫理責任」、「社会に対する倫理責任」および「専門職としての倫理責任」の各パートから成る「倫理基準」の章が続く。こうした内容を有する「倫理綱領」の意義については、例えば、「ソーシャルワーカーが専門職として、誤った判断や行動をとることを防ぐこと」、「ソーシャルワーク専門家として望ましい価値判断や行動を促進する意義」、ソーシャルワーク実践において貫かれるべき「価値の一貫性を担保すること」、「自らの支援活動について、説明責任(アカウンタビリティ)を果たす責任」のほか、実践におけるソーシャルワーカーの不安の軽減であるとか、専門職としての自覚、専門職としての価値や考え方の社会への啓発、果ては、「専門職とし

での体裁を維持する、といったこと」まで挙げられる¹⁹⁾。しかし、このような「倫理綱領」の構成内容やその意義づけに関しては、一つ一つの内容の当否とは別に、対利用者、対社会などの関係において、基本的に、専らソーシャルワーカー（あるいは社会福祉士）にとっての問題としてしか展開されていないような印象を拭い去れない。別言すれば、専門職の知識や技術に関する自らの洞察や掘り下げは必ずしも十分とはいえないようにも思われる。そのような知識や技術をもったソーシャルワーカーが利用者とのように相対するののかといった点も十分とは言えない。そうした視点を有さず、そのような考察を欠いたとして、利用者の擁護といったことを標榜するだけなら容易ではあろうが、「人間の尊厳」等の「価値と原則」にしても、何故それらが掲げられることになったのかはよく説明できなくもなるであろう。重要だから重要なのだ、では説明にならない。

というわけで、ここでは、若干の補足が必要にはなろう。そこで、一方において、専門職の倫理綱領が求められる理由を専門職に求められる知識や技術との関係で捉え直せば、それらの知識や技術が特殊で社会に与える影響も極めて大きいところから、専門職には、特に専門職集団内のメンバー同士が相互に行動を監督し合い、また承認し合うことが義務づけられ、それに伴って、集団内での専門的知識や技術の扱いの一貫性を保証するための「行動の規範」(Code of Conduct)などが求められる。そして、その際、倫理綱領は社会に対する『宣誓』としての役目も果たす²⁰⁾といわれる。これは、まさに、高度に専門的な法の世界において、個々の弁護士が依頼者との関係で優越的地位にあるにもかかわらず地位の濫用を行う場合について、「狭義の弁護士倫理」が、「弁護士界として監視することを目的とし、それにより個々の弁護士の非行が弁護士界全体の悪評や現実のプロフェッション意識低下へと拡大することを回避し、弁護士界が享受している自治・自律の正統性を維持するために必要なもの」²¹⁾として描かれるところと通底し合おう。

他方、専門職の知識や技術の特殊性のゆえに、それらの扱いに最も通暁している専門職集団の自律性が尊重されるが、そうだからこそ、『専門職』

の活動は、そもそも社会にとって公共の利益を目的としたものであることが求められる」、すなわち、『専門職』における『愛他的なサービス』、あるいは『利他主義的な精神』という別の特徴が生じてくる²²⁾ともいわれる。このことは、ある論者が、プロフェッションの共通の条件として、「高度な学識に裏付けられた専門的技能を、特殊な教育・訓練によって身につけていること」および「資格付与・教育訓練・規律保持などの権限と責任をもつ自律的な団体が存在すること」と並んで、「その職務が、社会のすべての人々に開放されたサービスを提供するという、公益的活動であること」²³⁾を挙げることに、一定の根拠を提供するであろう。そして、なかでも、聖職者、医師、法律家といった伝統のプロフェッションは、「いずれも、人々が人生の危機に直面したときに接するという仕事であり、プライベートな事柄を扱うが、パブリックな面に繋がるという要素を内在する職業であることに気付くであろう」²⁴⁾という。

かくして、専門職団体がその内部規律によって専門技能の錬磨・向上と公共奉仕の精神を維持していることから、専門職は専門職として社会の信頼と尊敬を勝ち得ているといわれる。そして、このような内部規律＝職業倫理は、「単なる内部規律ではなく、プロフェッションが社会的承認をうるための条件であり、社会によって課されたものでもある」ともいわれる²⁵⁾。

ところで、専門職集団とかくいう「社会」との関係は、必ずしも一筋縄ではいかないところがある。すなわち、専門職が専門的であるということは、とりもなおさず、「他の人にはできないことができるということ」であって、そのことは、「それ以外の職種の人間や社会が、その専門職の職務内容や職務遂行の是非に関して干渉し得るだけの能力を備えてはいない、ということ」にはかならない。それ故、専門職には「自律性」や「自己指示性」という性格が備わる。しかし、その際、専門職におけるこの「自己指示性」は、専門職集団内の相互の「監督」として先述のような自己規制的な側面としてあらわれるだけでなく、これとは別の表れ方もする。それこそ、「専門職集団は、これまでみてきたような高い水準の『道徳的な責務』と引き替えに、逆に社会からの『外的な承認』

を取り付け、メンバーの既得権益を擁護するための『自己裁量権』を獲得しようと企てている、という格好になる」といわれる。つまり、ここにおいては、専門職集団と社会との間で、『高い倫理性』と『自律性』との〈取り引き〉の関係が結ばれている²⁶⁾とみられる。

3 規範としての倫理綱領

—— 社会福祉士及び介護福祉士法

第46条と「倫理綱領」——

専門職綱領が、専門職が如上のようにして自律性を手に入れるについての根拠として用いられるためには、以下のような特徴を備えていなければならないといわれる。それらは、第一に、綱領が規制的なものでなければならず、第二に、綱領は公共の利益を保護するとともに、「その専門職のサービスを受け入れる人々の利益を保護するものでなければならない」という。第三に、綱領は自己中心的なものであってはならず、第四に、具体的かつ誠実なものでなければならない。そして、第五に、強制力を持ち、かつ実際にその効力が発揮されるものでなければならない²⁷⁾、とされる。

ここでは、社会福祉士の「倫理綱領」を上記の第二の特徴、とりわけ、「その専門職のサービスを受け入れる人々の利益を保護するものでなければならない」ということに関わらせて、若干の考察を試みようと思う。(なお、第二の特徴は、これに続けて、「もし専門職に自律性を与えたことが一般の人々の利益につながらないのであれば、この特権ははく奪されるべきである」ともいう。)

ところで、社会福祉士の「倫理綱領」をざっと見渡したとき、そのすべての項目が「その専門職のサービスを受け入れる人々の利益を保護する」ことに直接関係しているというわけでもなさそうである。それにもかかわらず、敢えて項目を一つ選ぶとすれば、「倫理基準」の「1. 利用者に対する倫理責任」の「8. (秘密の保持)」辺りが適当かもしれない。というのも、この項目の遵守が「サービスを受け入れる人々の利益」の保護に直接関係していることは言を俟たないが、それ以外にも、他の専門職の倫理綱領にも同様の規定が多く盛り込まれ、その意味で、比較検討の素材としても好適であることは見逃せないからである。ち

なみに、社会福祉士の「倫理綱領」では、次のように規定される。すなわち、「社会福祉士は、利用者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。秘密の保持は、業務を退いた後も同様とする。」とされる。(なお、ここにおいて、上記の項目のみ取り上げるが、そのことは当該の項目だけで自己完結するものではない。上記の項目に限っても、例えば、少なくとも、「倫理基準」の1の「7. (プライバシーの尊重)」や「9. (記録の開示)」、「10. (情報の共有)」とは密接に関連し合うとは考えられる。)

さて、そこで、「倫理綱領」における前出1-8「秘密の保持」がどのように解説されているかをみると、まず、「秘密の保持」は社会福祉士及び介護福祉士法(以下、「社会福祉士法」)46条にある「秘密保持義務」を具体化したものという²⁸⁾。また、社会福祉士は、知り得た秘密を「そのまま自らの心の中にとどめておかなければならず、「これをとどめておきつづけることが社会福祉士としての重要な条件の一つになる。そして、『利用者を支援する専門職として、現時点で必要欠くべからざる情報は何なのか』を十分に考えてから、専門職として利用者と向き合ひましょう。」と結ぶ。なお、「倫理綱領」に付属する「行動規範」において「秘密の保持」は、より具体的に、「8-1. 社会福祉士は、業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集をしてはならない。」、「8-2. 社会福祉士は、利用者の秘密に関して、敏感かつ慎重でなければならない。」、「8-3. 社会福祉士は、業務をはなれた日常生活においても、利用者の秘密を保持しなければならない。」さらには、「8-4. 社会福祉士は、記録の保持と廃棄について、利用者の秘密が漏れないように慎重に対応しなければならない。」と敷衍される。

以上からすれば、「社会福祉士法」46条の「秘密保持義務」を具体化したのが「倫理綱領」における「秘密の保持」であると、我々が確信を抱くには十分であるかの如く思われよう。しかし、そのように直截に言い切れるものであるかどうか。

(1) 「秘密の保持」における「秘密」

「社会福祉士法」46条は、「社会福祉士又は介護

福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密をもらしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても、同様とする。」と規定する。そこで、「社会福祉士法」の規定と「倫理綱領」の規定を照らし合わせてみると、いくつか気付かされるのだが、その第一は、「社会福祉士法」では「その業務に関して知り得た人の秘密」であるのに対して、「倫理綱領」では利用者等から「情報」を得る場合にそれを「業務上必要な範囲」にとどめるべきとしたうえで、「その秘密」を保持すべしとすることである。この点に付随して、ここにいう「その秘密」とは何なのだろうか、「業務上必要な範囲」で得られた「情報」をすべからず指すのか、はたまた、もっと限定されるのか、秘密は「人」のそれに限定されるのか否か、そもそも「秘密」とは誰によってどのように決せられることになるのか、等々にも疑問が呈されよう。

これらすべてに答え得るものではないが、仮に、ここにいう「秘密」を、一般に知られていない事実であって、本人が特に秘匿しておきたいと考える性質のいわゆる「主観的意味の秘密」に限定せず、一般人の立場からみても秘匿しておきたいと考える性質のいわゆる「客観的意味の秘密」をも指す²⁹⁾と考えたとしても、だからといって、「業務上必要な範囲」で得られた「情報」のすべてが含まれねばならないであろう。また、「人」の秘密はおろかあらゆる種類の「情報」が「秘密」に含まれねばならないともいえまい。結局、「倫理綱領」がいう「秘密」が何に関する・どこまでの範囲のものなのかは不明ながら、いずれにしろ、「倫理綱領」の「秘密の保持」の方が「社会福祉士法」の「秘密保持義務」よりも対象を広めにとっている、あるいはとろうとしているかの如く映ずる。おそらく、ここには、法と倫理の関係をいかに捉えるかという問題が伏在していると考えられるが、少なくとも、社会福祉士の「倫理綱領」そのものやそれをめぐる諸論者に関しては、この問題に関する自覚はほとんど感じることができないように思える。

この点、臨床心理士に関するものではあるが、この問題に関する一定の示唆を与える論考があるので、ここに紹介しておきたい。それは、大意、

次のように説く。すなわち、臨床心理士は自己の所属する集団の「職業倫理」を遵守すべきだが、それはあくまでも倫理上の義務である。“職業倫理”と“法”は別物だから、“職業倫理”とは別に、自らの業務遂行に必要な“法”をよく知り、従わねばならない。“法”の内容に反した行動をとれば、違法として法的責任を追及され、その場合、“職業倫理”に従っていたかどうかは、原則として法的責任の判断と関係がない³⁰⁾、と述べる。

かかるころ、幸いというべきか(?)、社会福祉士の「倫理綱領」が求める「秘密の保持」の義務は、どうやら、「社会福祉士法」が求める「秘密保持義務」より対象を広めにとっている様子であるので、仮に「倫理綱領」に違反する行為であっても、「社会福祉士法」に対する違反とはならず、従って、法的責任を追及されないことがありそうに思える。しかし、それは、また、別の問題に逢着するであろう。

その問題の前提になるのは、例えば、「社会福祉士法」上の「秘密保持義務」に違反しなくとも、「倫理綱領」の「秘密の保持」の義務違反が存した場合、社会福祉士会の会員である当該社会福祉士は、少なくとも論理的には、除名を含めた懲戒の対象にはなり得るということである。すなわち、社団法人日本社会福祉士会は、その定款第12条に「(1)本会の定款又は規則に違反したとき」および「(2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき」とする会員の除名の規定を有する。他方で、正会員は、入会に際して、会の定款と「倫理綱領」を遵守することを「正会員の入会に関する規則」に従って誓約しており、また、会は、そうして「倫理綱領」の遵守を誓約した社会福祉士を以て会員としている。従って、会員が「倫理綱領」に違反した行為をなせば、それは「倫理綱領」の遵守を約した「入会規則」の違反を構成し、延いては、定款第12条違反として除名処分に処せられないともかぎらないのである。

かくして生ずる問題とは、かねて弁護士倫理をめぐって論じられてきたような、「自律的な倫理と強制的な法」という対立図式そのものにほかならない。その名も「弁護士倫理」と題された弁護士倫理に関する規範が辿った道が、この問題に関する事情をよく表していよう。そもそも、「弁護

士倫理」は、1990年の日本弁護士連合会（日弁連）の総会決議で定められたが、それ自体は「会則」ではなかったが故に、仮に「弁護士倫理」への違反があっても、それは、弁護士法56条1項で懲戒事由の一つとされる、弁護士法や所属弁護士会・日弁連会則への違反には当たらず、せいぜい、その他職務の内外を問わず「その品位を失うべき非行」という懲戒事由にいう『「品位を失うべき非行」とされるべきか否かを判断する際の資料のひとつとなることがあろう』³¹⁾といった程度の扱いであった。ところが、その後、司法制度改革の中で、2004年11月の日弁連臨時総会で新たに「弁護士職務基本規程」³²⁾が「会則」として制定され、「弁護士倫理」は廃止されるに至った。ちなみに、全13章82条から成る本規程は「基本的に懲戒につながる義務規定」と「弁護士として職務を行うにあたっての理想的なあり方や指針を示すにとどまる努力規定」を含み、前者への違反のすべてが直ちに懲戒の対象となるわけでこそないが、少なくとも、「会則」違反として処分の対象とはなり得る。こうして、「弁護士会が自主的に定める職務行動規準と懲戒処分との制度的連動性が認められることになった」³³⁾と評されることとなった。

以上に照らすと、社会福祉士の「倫理綱領」は、とりあえず、専門職倫理が備えていなければならないとされる5つのうちの第五として先に紹介した、強制力を持ち、かつ実際にその効力が発揮されるものでなければならない旨の特徴をも有することにはなるであろう。しかし、だからといって、「自律的な倫理と強制的な法」という対立図式³⁴⁾から自由でいられるわけではなく、現実の社会福祉士会の運営においてある種の火種を残さないとは断言できまい。但し、社会福祉士の資格自体がいわゆる業務独占ではないことからすれば、社会福祉士会からの除名もソーシャルワーカーとしての業務に決定的な打撃を与えるものではない（職業選択の自由を侵害するものでもない）という安全弁は存するかもしれないが、このことはこのことで、単なる皮肉以上のものではあるだろう。

(2) 「正当な理由」による秘密の開示

「社会福祉士法」46条の規定と「倫理綱領」I-8「秘密の保持」の規定を照らし合わせて気付か

されることの第二は、「正当な理由」に関する。

「社会福祉士法」46条は、「正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない」と規定するが、「倫理綱領」はこの種の表現を一切有さず、むしろ、その解説書は、「知り得た秘密をそのまま自らの心の中にとどめておかなければなりません」³⁵⁾とさえいう。また、「行動規範」8-4. は「社会福祉士は、記録の保持と廃棄について、利用者の秘密が漏れないように慎重に対応しなければならない。」といい、それに関する解説書の記述は、記録を使用する際の落とし穴を指摘し、記録の保存と廃棄のシステム作りと規定化について触れるなど、微に入り細を穿つ³⁶⁾。

それを基礎としてソーシャルワークが行われるところの「価値に基づいた社会福祉士が行うべき理想的規準を定めた」ものが倫理綱領だったとしても、従って、その規定がある程度抽象的であったとしても、「行動規範」等は「具体的状況において社会福祉士が従うべきルールや具体的な行動をまとめたもの」³⁷⁾であるはずで、そこで何ら言及されていないということは、いかなる理由によろうとも利用者等の「秘密」はとどめおかれた「心の中」から一切外部に出してはならないとでも考えているか、さもなくば、全く考慮の対象としなかったからではなかろうか。しかし、他方では、守秘義務を巡ってもいわゆる「倫理的ジレンマ」の生ずることは視野に入っている³⁸⁾のみならず、1969年のアメリカのカリフォルニア大学病院でのいわゆる「タラソフケース」にも論及している³⁹⁾。但し、概して、歯切れの悪さが目立つようにも思える。とはいえ、考えようによっては、「社会福祉士法」に規定があるものだけに、「倫理綱領」、あるいは、少なくとも、「行動規範」において何らかの言及があつて然るべきところが、いかなる理由によるかは不詳ながら、何ら言及されず、その負債を支払わねばならないような格好で「倫理的ジレンマ」に陥っているのではないかとさえみえる。

この点に関して、同じく社会福祉の専門職たる介護福祉士に関しては、法の規定と倫理綱領の間に、よりすっきりとした関係が築かれているようにみえる。すなわち、法律としては社会福祉士と

同じ「社会福祉士及び介護福祉士法」(本稿では「社会福祉士法」と略しているが) 46条が関係するのに対して、日本介護福祉士会の倫理綱領によれば、その3. においてプライバシーの保護と銘打ち、「介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。」と簡潔に規定する。そして、両者の間の関係についても、「社会福祉士法」は倫理に関わる義務を法的観点から規定しているとしたうえで、46条が秘密保持の義務を定めていることについて、「倫理綱領に定める内容は法的に保障されるといえる。」⁴⁰⁾と明確に解説され、ここに両者の間の緊密な連携をみるような思いさえしてこよう。

また、「弁護士職務基本規程」第23条は、「弁護士は、正当な理由なく、依頼者について職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。」と規定する。他方、弁護士法第23条は、「弁護士又は弁護士であった者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」と規定する。ここにおいて、「基本規程」23条にいう「正当な理由」があり、秘密の開示が許される場合については、民事訴訟法197条2項や刑事訴訟法105条但し書き、同法149条但し書きなど法律に別段の定めがある場合など⁴¹⁾である。なお、これらの場合は証言や押収を拒否できることのいわば例外としての開示なのだが、そもそも、弁護士に関しては、弁護士法23条の規定の通り、秘密の保持は義務であるのみならず権利でもあることには、特に注意を払わねばならないであろう。

ところで、上記の民訴法197条2項等の規定にあっては、医師、歯科医師、看護師、弁護士、宗教職等の職種が挙げられ、証言や押収の拒否が許されているのだが、職種は限定列举であり、さしあたり、社会福祉士はおろか社会福祉の職種はいずれも挙げられてはいない。この辺りは、ことによると、国家や社会の側が各職種をどうみているのかということに大きく依存しているのかもしれないが、他方では、「倫理綱領」を有していることで満ち足りることなく、まさにここで取り上げたような点からも社会福祉を問い直す必要があるようにも思えてならない。

4 結びにかえて

プロフェッション倫理に関しては、次の見解がよく引用される。すなわち、プロフェッションの倫理は、「プロフェッションに対して社会のいさぐ期待や要求、不平や不満や苦情に対する、プロフェッションの側からする回答という性質をもつものであって、社会に対して『われわれはかくありたい』、『かくかくであるよう努力したい』という、いわゆる理想の自我像の表明という性質をもっているのである。倫理は守るべき当事者が課するのではなく、社会が課す、という性質をもつのである。」⁴²⁾という。

上記で「理想の自我像」という場合の「自我像」は、それが、“自分で描いた自分の肖像”の意味だとすれば、「自画像」が適切だとは考えるのだが、ここではそれが誤用か否かはともかく、もし仮に「自我像」という語が存在するとしたら、それは「自画像」とは違って、どのようなものを指し示すであろうかとふと思う。たとえ言葉の遊びにすぎないとしても。

ともあれ、本稿を締め括るにあたって、この点にも関わり、ささやかな感想を述べると、強烈な自我の表明のようにさえ受け止められる社会福祉士の「倫理綱領」ではあるが、本文でも指摘したように、例えば、「倫理綱領」の拠って来たるころに関して、意外にも、専門職として寄せられる期待と専門職としての知識や技術が逆にもたらしかねない危険性に対する認識は必ずしも広く共有されていない印象を抱かざるを得ない。また、本稿では、「倫理綱領」が果たして使えるものなのか否かを知るべく、「秘密の保持」の項目を取り上げて検討を行ったが、「社会福祉士法」との関係一つをとっても、両者の間で規範としての整合性がとれているとは必ずしもいえないようにも見受けられた。この点に関しては、「倫理綱領」に独自の価値を見出し過ぎてでもいるのか、社会との接点であるはずの法規範との関係が見えづらくなっているようにも思われる。

いずれにしろ、「前文」において、平和の擁護を謳い、人権と社会正義の原理を掲げ、社会の進展に伴う社会変動が、ともすれば環境破壊や人間疎外をもたらすことに着目する社会福祉士の「倫

理綱領」ではあるのだが、それが単なる気負った自我の表明ではなく、身の丈を表す「白画像」になるためには、身に備わらない多くの言葉を費やすよりも、たとえ地味でも、一つ一つの言葉を確実に使っていくことこそが求められるのではないだろうか。それこそ何よりも難しいことなのかもしれないが。

註)

- 1) 社団法人日本社会福祉士会編『改訂 社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック』(2009年、中央法規出版) 8頁。
- 2) 同書2頁。
- 3) 社会福祉士養成講座編集委員会編『新・社会福祉士養成講座6 相談援助の基盤と専門職』(2009年、中央法規出版) 110頁 [高良麻子]。
- 4) 福祉臨床シリーズ編集委員会編『社会福祉士シリーズ6 相談援助の基盤と専門職』(2009年、弘文堂) 118頁 [菊地みほ]。
- 5) 空閑浩人編著『ソーシャルワーク入門 相談援助の基盤と専門職』(2009年、ミネルヴァ書房) 82頁 [浅野貴博]。
- 6) 田中朋弘・栢植高則編『ビジネス倫理学』(2004年、ナカニシヤ出版) 68頁 [西村高宏]; 小島武司・田中成明・伊藤眞・加藤新太郎編『法曹倫理』(2004年、有斐閣) 12頁では、プロフェッショナル概念の相対化と古典概念の見直しに言及される。
- 7) <心理臨床と法>研究会編『カウンセラーのための法律相談』(2009年、新曜社) 156頁 [出口治男]。
- 8) 同書156頁。
- 9) 前掲1) 文献2-3頁。
- 10) 同書3-4頁。
- 11) 小島ほか編・前掲6) 文献4頁。
- 12) 石村善助『現代のプロフェッション』(1969年、至誠堂) 25-26頁。
- 13) アーネスト・グリーンウッド(高沢武司訳)「専門職業の特質」財団法人鉄道弘済会 弘済会館編『シンポジウム'73 社会福祉の専門職とは何か』(1972年、財団法人鉄道弘済会弘済会館) 181頁以下。
- 14) 秋山智久『社会福祉専門職の研究』(2007年、ミネルヴァ書房) 89頁。
- 15) 前掲4) 文献119頁。
- 16) 同書118頁。なお、このほかにも、「クライアントからの遺産の受領や法外な手数料の徴収などの倫理に反した行動が明らかになった事例もある」(前掲3) 文献109頁。)とか、「近年、福祉機関・施設において福祉従事者による差別、虐待、暴力、不正、汚職、金銭横領など、利用者に対する権利侵害のケースが新聞等で取り上げられることも少なくない」(前掲5) 文献85頁。)などとして、倫理綱領や、ソーシャルワーカーの高い倫理性が求められる所以に言及する論述も存する。
- 17) 石村・前掲12) 文献25-26頁。
- 18) グリーンウッド・前掲13) 文献184頁。
- 19) 『社会福祉学習双書』編集委員会編『社会福祉学習双書 第9巻 社会福祉援助技術論I』(2009年、全国社会福祉協議会) 161-162頁 [山辺朋子]。
- 20) 田中・栢植編・前掲6) 文献68-69頁。
- 21) 浅香吉幹『現代アメリカの司法』(1999年、東京大学出版会) 172-173頁。
- 22) 田中・栢植編・前掲6) 文献68-69頁。
- 23) 加藤新太郎『コモン・ベーシック弁護士倫理』(2006年、有斐閣) 9頁。
- 24) 同書10頁。
- 25) 兼子一・竹下守夫『裁判法 [第4版]』(2003年、有斐閣) 383-384頁注(・)(2)。
- 26) 田中・栢植編・前掲6) 文献79-82頁。
- 27) リチャード・T・デイジョージ(永安幸正・山田經三監訳、麗澤大学ビジネス・エシックス研究会訳)『ビジネス・エシックス』(1995年、明石書店) 595-596頁。
- 28) 前掲1) 文献79頁。
- 29) 日本弁護士連合会調査室編著『条解弁護士法 第4版』(2007年、弘文堂) 157頁。
- 30) 前掲7) 文献161-162頁。
- 31) 日本弁護士連合会弁護士倫理に関する委員会編『注釈弁護士倫理 [補訂版]』(1996年、有斐閣) 9頁。
- 32) 「解説『弁護士職務基本規程』」『自由と正義』56巻 [臨時増刊号] (2005年、日本弁護士連合会)。
- 33) 田中成明『法曹倫理と医療倫理の対比』樋1範男・土屋裕子編『生命倫理と法』(2005年、弘文堂) 272頁。
- 34) 法についても倫理についても、その多様性に留意して、「自律的な倫理と強制的な法」という単純な対比図式からの脱却の必要性が次のように説かれてはいる。いわく、いわゆる「プロフェッショナル倫理」は、具体的内容として、「弁護士や医師のあるべき理想像やその備えるべき資質・徳性を、抽象的な原理として規定しているものから、懲戒などの強制的なサンクションの根拠となる具体的な義務や責任を、一般的ルールとして規定しているものまで、多様なものが含まれて」おり、また、規定方式として、「自律的に遵守されるべき行為規範と、その違反が強制的なサンクションにつながる裁決規範との重層構造をもっていることが、プロフェッション倫理における自律と強制、倫理と法との関係の全体的な理解を難しくしている重要な要因である」(田中・前掲33) 文献277頁。)とはいわれる。また、これとは別に、弁護士倫理を論じる際に、「そのすべての規範が法であるか、あるいは倫理であるか、の二者択一しかない、というような思考に固執するのは避けるべきなのである」(住吉博「弁護士倫理再考」『民商法雑誌』124巻1号(2001年)3-4頁)といわれることにも留意しておきたい。
- 35) 前掲1) 文献79頁。
- 36) 同書83頁。
- 37) 前掲3) 文献110頁。
- 38) 同書120-121頁。
- 39) 前掲19) 文献163-166。:他に、前掲7) 文献91-92頁および156-157頁。:わが国において、カウンセラーが面接により知り得た相談者の私的事柄等を無断で書籍に記述したことについて、守秘義務

違反として債務不履行責任が認められた事例について、東京地判平成7・6・22『判例時報』1550号40頁以下。

- 40) 岩橋成子編著『新版 介護福祉概論 第3版』（2006年、建帛社）23頁〔中村裕子〕。
- 41) 前掲32) 文献36頁、前掲31) 文献90頁。
- 42) 石村・前掲12) 文献184-185頁。